

◆ 東京大学における検定料、入学科及び授業料等の費用に関する規則

制定	平16. 4. 1	
改正	平17. 1. 28	平18. 2. 24
	平19. 3. 22	平19. 9. 27
	平21. 3. 26	平22. 3. 25
	平23. 3. 28	平23. 6. 1
	平24. 3. 29	平26. 3. 27
	平26. 11. 27	平28. 1. 28
	平30. 3. 20	平31. 3. 22
	令 6. 3. 21	

(目的)

第1条 本規則は、次の各号に列記する規則の規定に基づき、検定料、入学科及び授業料等の費用を定めることを目的とする。

- (1) 東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第58条の2第1項、同条第2項及び第66条第1項
- (2) 東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条第1項
- (3) 東京大学学位規則(以下「学位規則」という。)第4条第4項及び第18条第2項
- (4) 東京大学教育学部附属中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項
- (5) 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条
- (6) 東京大学大学院情報学環教育部(以下「情報学環教育部」という。)規則第26条

(検定料、入学科及び授業料の額)

第2条 学部通則第58条の2第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する学部学生及び大学院学生に係る検定料、入学科及び授業料の額は、学生の区分に応じた別表1に掲げる額とする。

2 学部通則第2条第2項又は大学院学則第2条第7項の規定により、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業又は課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

3 中等教育学校学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項に規定する中等教育学校の生徒に係る検定料、入学科及び授業料の額は、別表2に掲げる額とする。

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第3条 長期履修学生が長期在学期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納付すべき授業料の年額は、別表1に掲げる年額と同額を徴収するものとする。

2 長期履修学生が学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、前条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額として、当該学年の初めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

3 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間

(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、前条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

- 4 長期履修学生が長期在学期間を延長することを認められる場合の授業料の年額は、当該延長後の期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 5 学年の中途で長期履修学生として認められる場合の授業料の年額は、当該長期在学期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 6 授業料の改定が行われる場合の長期履修学生に係る授業料の年額は、改定後の授業料に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額)

第4条 学部通則第58条の2第2項に規定する研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表3に掲げる額とする。

(研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額)

第5条 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条に規定する研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額は、別表4に掲げる額とする。

(情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額)

第6条 情報学環教育部規則第26条に規定する情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表5に掲げる額とする。

(論文審査手数料の額)

第7条 学位規則第4条第4項に規定する論文審査手数料の額は、別表6に掲げる額とする。

(学位記の再交付手数料の額)

第8条 学位規則第18条第2項に規定する学位記の再交付手数料の額は、別表7に掲げる額とする。

(寄宿料の額)

第9条 学部通則第66条第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する寄宿料の額は、別表8に掲げる額とする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 雜

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1備考の改正規定は、平成24年3月29日から施行し、改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則別表1備考の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 目

この規則は、平成26年3月27日から施行する。

附 目

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 雜

この規則は、平成30年4月1日から施行する

附 雜

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する

- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前の 9 月入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、卒業・修了見込年度に限り、前期の授業料を年額の 12 分の 5 として徴収するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 学部学生及び大学院学生の検定料、入学料及び授業料の額

学生の区分	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)	法科大学院学生	
		修士課程・専門 職学位課程		
検定料		30,000円	7,000円	
		書類等による選抜 10,000円		
第一段階目の選抜	4,000円	23,000円	23,000円	
第二段階目の選抜	13,000円			
授業料 (年額)	535,800円	535,800円	520,800円	804,000円
入学料	282,000円	282,000円	282,000円	

備者

- この表の検定料の項目、「大学院学生(法科大学院学生を除く)」の欄において「書類等による選抜」とあるのは、各研究科等の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額を示す。
 - この表の検定料の項目、「学部学生」及び「法科大学院学生」の欄においては、出願書類等による選抜(この表において「第一段階目の選抜」という。)の後、その合格者に限り学力検査その他による選抜(この表において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合のそれぞれの検定料の額を示す。
 - この表の検定料の項目、「学部学生」の欄に定める検定料の額にかかわらず、教養学部前期課程国際教養コースへの入学に係る検定料の額は、5,000円とする。
 - 学部への編入学若しくは再入学又は大学院(法科大学院を含む)への転入学若しくは再入学に係る検定

料の額は、30,000円とする。ただし、外国において学部通則第10条第1項第5号に相当する課程を修了した者で、学部後期課程への入学を志願するものについて、各学部の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額は、10,000円とする。

- 5 学部への転学、編入学若しくは再入学又は大学院(法科大学院を含む)への転入学若しくは再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 6 学部通則第50条第1項ただし書きに規定する9月入学者の入学年度及び卒業・修了見込年度における授業料は、年額の2分の1をそれぞれ11月及び5月に徴収するものとし、その他の年度にあっては、同項本文に規定するところによる。なお、9月入学者が卒業・修了見込年度の8月に卒業・修了する場合は、標準修業年限を超える場合を除き、学部通則第52条の規定は適用しない。

別表2 中等教育学校の生徒に係る検定料、入学料及び授業料の額

区分	前期課程	後期課程
検定料 (一般選抜)	5,000円	9,800円
検定料 (推薦選抜)	1,300円	
	3,700円	
入学料	0円	56,400円
授業料	年額	年額 115,200円

別表3 研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額

区分	研究生	聴講生	科目等履修生
検定料	9,800円	9,800円	9,800円
入学料	84,600円	28,200円	28,200円
授業料	月額 28,900円	1単位につき 14,800円	1単位につき 14,800円

別表4 研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額

区分	研究所研究生
検定料	9,800円
入学料	84,600円
研究料	月額 28,900円

別表5 情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額

区分	情報学環教育部研究生
検定料	15,800円
入学料	141,000円
授業料	年額 173,600円

備考

平成14年度以前の入学者に係る授業料の年額は、165,600円とする。

別表6 論文審査手数料の額

1件につき 160,000円 (ただし、本学の学部若しくは大学院の学生として在学していた者又は本学の教職員として在職している者は、60,000円とする。)

別表7 学位記の再交付手数料の額

1件につき 10,000円

別表8 寄宿料の額

単身用居室で1人当たりの建物(共用部分を含む)の面積が 20m ² 以上25m ² 未満のもの	月額 4,700円
--	-----------

◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱

(平成 17 年 3 月 17 日東大規則第 343 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、学部学生又は大学院学生のうち授業料を未納の者(以下「授業料未納者」という。)に対する卒業又は修了及び学籍に関する取り扱いを定めるものである。

(退学命令手続き関係)

第 2 条 授業料未納者に対して、「東京大学授業料督促要領」第 2 条から第 4 条に定める督促及び指導をしてもなお授業料が納付されない場合、学部長、研究科長又は教育部長は、すみやかに東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第 24 条に定める退学命令手続きを行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めたうえで、退学命令手続きを猶予することができる。この場合の猶予期間は、「東京大学授業料督促要領」第 4 条に定める督促状に記載されている授業料納付期限日から起算して、1 年以内とする。

(卒業又は修了の関係)

第 3 条 授業料未納者が、学部通則、東京大学大学院学則又は東京大学大学院専門職学位課程規則に定める卒業又は修了要件を満たした場合においても、授業料の納付が確認されるまでは、卒業又は修了の認定を行ってはならない。

(願い出による退学関係)

第 4 条 授業料未納者が、学部通則第 23 条に定める退学を願い出た場合においては、これを受理してはならない。

(休学関係)

第 5 条 授業料未納者が、学部通則第 19 条第 2 項に定める休学を願い出た場合においては、これを許可してはならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、休学を許可することができる。この場合においては、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 学生の休学の基準等

(1) 学生の休学の基準

制定	昭38. 12. 17	評議会可決
改正	同45. 11. 17	同47. 10. 17
	同61. 2. 18	平15. 1. 21
	同16. 11. 29	同19. 3. 22
	同22. 3. 25	同30. 3. 2
	令 6. 3. 19	

東京大学教育研究評議会規則第4条第1項第8号に規定する学生の身分に関する重要事項として、休学についての基準を次のように定める。

第1条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第2項の規定により休学を許可することができるものとする。

- (1) 海外の教育・研究施設において修学するため2月以上の休学を必要とする者
- (2) 海外における調査、見学のため2月以上の休学を必要とする者
- (3) 経済的理由によって2月以上の休学を必要とする者
- (4) 外国人学生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とする者
- (5) 出産又は育児のため2月以上の休学を必要とする者
- (6) 学生が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他総長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため2月以上の休学を必要とする者
- (7) 学生が自発的に社会に貢献する活動で総長が別に定めるものに参加するため2月以上の休学を必要とする者
- (8) 本学の医学部医学科の学生で、東京大学大学院学則第16条第3項第8号の規定により本学大学院の医学を履修する博士課程に在学するため休学を必要とする者
- (9) 外国人学生で、在留資格認定証明書が交付されないことにより入国できないため2月以上の休学を必要とする者
- (10) 第1号から第9号までに掲げるもののほか、学生本人の意思にかかわらず、教育研究の機会が保障されない状況にあるため2月以上の休学を必要とする者

第2条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第4項の規定により休学を命ずることができるものとする。

- (1) 感染症のため修学することが適当ないと認められた者
- (2) 精神障害のため修学することが適当ないと認められた者

附 則

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第1条第8号の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について

〔総長裁定〕
平成15年1月21日

1. 学生の休学の基準第1条第6号の総長が別に定める者は、次に掲げる者であつて学生と同居しているものとする。
 - ① 祖父母及び兄弟姉妹
 - ② 学生又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学生との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - イ) 父母の配偶者
 - ロ) 配偶者の父母の配偶者
 - ハ) 子の配偶者
 - ニ) 配偶者の子
 - ホ) 孫（その父母のいずれかが死亡している者に限る。）
2. 学生の休学の基準第1条第7号の総長が別に定める活動は、次のとおりとする。
 - ① 青年海外協力隊その他の国際協力をを行う団体に参加する活動
 - ② 学生が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合であつて、下記の事項の一に該当し、休学することが適當であると認められるとき。
 - イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ) イ) 及びロ) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(3) 初年次特別休学の取扱いについて

〔教育研究評議会〕
平成24年11月27日

東京大学学部通則第19条の2に規定する初年次における特別な休学（以下「初年次特別休学」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 教養学部長は、初年次長期自主活動プログラムに採用された者に対して初年次特別休学を許可することができる。
2. 初年次特別休学の期間は、当該学年の初めから終わりまでとし、延長は認めない。
3. 前条の期間内の復学は、やむを得ない場合を除き、認めない。
4. この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(4) 休学期間に算入しないことができる休学の事由および期間について

〔教育研究評議会
令和6年3月19日〕

東京大学学部通則第20条第4項（東京大学大学院学則第29条第2項及び東京大学大学院専門職学位課程規則第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する休学期間に算入しないことができる事由及び期間の取扱いについて、次のとおり定める。

第1条 休学期間に算入しないことができる休学の事由及び期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、学部又は研究科若しくは教育部の長は、第3号に規定する事由が生じているかどうか又は当該事由が継続しているかどうかを判断するにあたっては、教育運営委員会の意見を聞くことを要する。

- (1) 学生の休学の基準第1条第4号に該当する場合であって、出身国の法令に基づく義務に服するとき
2年を限度として当該義務に服する期間
- (2) 学生の休学の基準第1条第9号に該当する場合 1年以内
- (3) 学生の休学の基準第1条第10号に該当する場合 1年以内

第2条 前条の規定にかかわらず、同条第2号又は第3号に該当する場合であって、当該期間の経過後も当該事由が継続していると学部又は研究科若しくは教育部の長が認めるときは、引き続き当該事由が継続する期間を休学期間に算入しないことができる。この場合において、学部又は研究科若しくは教育部の長は、同条第2号又は第3号に定める期間ごとに、当該事由の継続の有無を判断するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◆ 東京大学学生生活関連規程集

(1) 前 文

東京大学は、東京大学憲章において大学構成員の責務を、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める」と定めている。東京大学は、平成16年4月1日の法人化を受け、上の東京大学憲章の精神に則って新たに学生生活関連の諸規程を制定する。

従来の学部共通細則およびその取扱内規は平成16年12月31日をもってこれを廃止し、ここに、下記の「学生生活の基本指針」、「学生証等に関する規程」および「課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程」*からなる「東京大学学生生活関連規程集」を設ける。

この前文の理念に抵触しない限り、各部局が学生生活に関する規定を独自に設けることは、これを妨げない。

学生の懲戒は、透明性と公平性の高い制度を新たに設けて、これを行う。

なお、学生と教職員に共通の「掲示に関する内規」は「掲示に関する規程」として承継する。

*平成25年4月16日改正により、名称は「課外活動団体に関する規程」に変更された。

(2) 「学生生活の基本指針」

(平成16年10月26日東大規則第250号)

東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成17年1月1日から施行する。

(3) 「学生証等に関する規程」

(平成16年10月26日東大規則第251号)

(携 帯)

第1条 本学の学部の学生、研究生、聴講生および特別聴講学生ならびに大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生および特別研究学生（以下「学生等」という。）は、それぞれ学生証、研究生証、聴講生証、科目等履修生証、特別聴講学生証、特別研究学生証（以下「学生証等」という。）の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返 還)

第2条 学生証等は、卒業、修了、退学の場合またはその有効期間を経過したときは、直ちに学部長、大学院研究科長または大学院教育部の部長（以下「部局長」という。）に返還しなければならない。

(再交付等)

第3条 学生証等を破損、紛失したとき、または留年、休学などによりその有効期間が経過したときは、直ちに部局長に届け出て再交付または更新の手続きを受けなければならない。

2 再交付を受けようとするときは、別に定められた料金を納めるものとする。

(住所及び連絡者の届出)

第4条 学生等は、入学後速やかに所定の様式により住所および父母又はこれに代る連絡者を部局長に届け出るものとする。住所または連絡者に変更があった際も、同様とする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

☆【料金】「学生証等の再交付手数料について」

(平成24年3月6日総長裁定・抄)

○再交付手数料 2,000円

(4) 「課外活動団体に関する規程」

(平成16年10月26日東大規則第252号)

改正 平成19年7月1日

平成22年3月30日

平成25年4月16日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の活動に関し、届出及び課外活動施設の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課外活動団体及び届出学生団体)

第2条 本学における課外活動団体とは、本学の学生を中心に構成され、課外の文化、芸術、体育等に関する活動を行う団体とする。

2 届出学生団体（以下「届出団体」という。）とは、前項の団体のうち次条以降に定める手続を行った団体とする。

(届出)

第3条 本学の課外活動施設^{*1}（体育施設を除く。）を利用又は支援^{*2}を希望する課外活動団体は、本学の学生3名以上の責任者（うち1名は責任代表者）及び顧問教員を定め、所定の様式により本部学生支援課長に届け出るものとする。

*1 「課外活動施設」とは、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が課外活動団体に当該施設の利用を認めた施設とする。

*2 「支援」とは、本学による広報協力、本学主催行事又は学外行事参加にかかる援助及び活動の成果に対する顕彰等とする。

2 課外活動団体のうち本学運動会運動部については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

3 教養学部に在籍する学生を責任代表者とする課外活動団体については、第1項の規定にかかわらず、教養学部長が別途定めるところに従う。ただし、当該団体が教養学部以外の部局が管理する施設を利用又は本学主催行事に参加する場合は、第1項の規定により届け出るものとする。

4 第1項の届出は、年度ごとに行うものとする。届出を行った年度の翌年度以降においては、5月31日までに行うこととする。

5 届出内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく本部学生支援課長に届け出るものとする。

(責任代表者)

第4条 責任代表者は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

2 責任代表者は、届出団体を統轄するとともに、顧問教員の承認を受け各種届出・報告等を行う。

(顧問教員)

第5条 顧問教員は、本学の教授、准教授又は講師とする。

2 顧問教員は、届出団体に対する指導・助言等を行う。

(課外活動施設の利用)

第6条 届出団体は、課外活動施設を利用することができる。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が特に定めた場合はこの限りでない。

2 施設の利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が別に定めた利用時間がある場合は、その定めるところに従うものとする。

(学外活動届)

第7条 届出団体は、学外で活動を行う場合、所定の様式により、本部学生支援課長に届け出るものとする。

(報告等)

第8条 課外活動団体は、本学の一員であるとの自覚に立ち、相互の敬愛と協力のもと、構成員の心身の健康及び安全に留意し活動しなければならない。

2 課外活動団体は、その活動において問題等が発生した場合、速やかに顧問教員等に報告を行いその指示に従うとともに、関係する部局長又は本部学生支援課長に報告を行うものとする。

3 課外活動団体は、前項の報告等に関し、本学から調査の要請が行われた場合は、その調査に協力し、誠実に対応するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

2 平成16年4月1日以降において本規程施行前に旧学部共通細則第8条による届け出を行った団体については、本規程第1条及び第2条により届け出たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月16日から施行する。

◆ 東京大学学生懲戒処分規程等

(1) 東京大学学生懲戒処分規程

(平成16年10月26日東大規則第253号)

改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学学部通則第25条および東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」および「懲戒処分の対象となる学生」(以下「当該学生」という。)とは、学部学生および大学院学生をいう。

2 この規程において「部局」とは、学部、研究科および教育部をいう。

3 この規程において「部局長」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、教育部において部長をいう。

(懲戒処分の対象)

第3条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為。ただし、学生の正当な自治活動の一環として、大学または部局等への意思表示のために、授業を受けることの放棄を呼びかけること自体は、ここにいう行為にはあたらぬるものとする。

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、退学および有期の停学とする。

(懲戒処分のための手続)

第5条 第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号および第7号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第3号に関する懲戒処分のための手続は、「セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項(平成14年4月16日評議会決定)」による。ただし、同了解事項において「評議会への付議」とあるのは、「学生懲戒委員会への付議」と読み替える。

(懲戒処分に関する部局の意見)

第6条 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為が当該部局の学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒処分に関する意見を作成し、速やかに総長および当該学生にこれを通知する。部局による事情聴取にあたっては第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会)

第7条 教育研究評議会の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、副学長1名、評議員、研究科に置かれる副研究科長および研究科以外の大学院組織に置かれる副部長(以下「評議員等」という。)のうちから5名ならびに教員15名(本学の教授または准教

授であることを要する。) の計21名の委員によって構成される。

- 3 総長は、委員長をつとめる副学長を任命する。
- 4 教育研究評議会は、副学長以外の学生懲戒委員会委員を選任する。
- 5 総長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは学生懲戒委員会に、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。
- 6 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当班を設置する。個々の事案の懲戒処分手続は、学生懲戒委員会の担当班がこれを行う。
- 7 学生懲戒委員会の担当班は、学生懲戒委員会委員長である副学長、評議員等1名および教員3名の計5名によって構成される。担当班の班長は当該副学長が、副班長は当該評議員等がつとめる。
- 8 学生懲戒委員会は、担当班を組織するにあたり、懲戒手続の公平性の確保に努める。

(当該学生の意思の確認)

第8条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が、部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生および部局からの事情聴取ならび資料等の提出要請)

第9条 学生懲戒委員会の担当班は、適宜、当該学生および当該部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手続)

第10条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行うことができる。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学生懲戒委員会に報告する。総長は、学生懲戒委員会からの報告を受けて、当該部局長に対して、この懲戒処分をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じたことを教育研究評議会に報告する。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当でないと判断した場合には、必要に応じて前条に定める調査を行った後、新たな懲戒処分案を作成し学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。当該学生からの事情聴取および懲戒処分案の作成にあたっては、次条第2項、第3項および第5項の手続が適用される。

(不服が申し立てられた場合の手続)

第11条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

- 2 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。
- 3 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。
- 4 学生懲戒委員会の担当班は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。
- 5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。懲戒処分を相当であるとした場合には、量定に関する判断も含まれる。

(参考人団)

第12条 第10条第3項ならびに前条第4項および第5項の懲戒処分案に関し、その公平性と透明性を高めるため、次項以下に定める参考人団を置く。

- 2 参考人団は、評議員1名、教員5名(以下「教員団員」という。)および学生5名(以下「学生団員」という。)の計11名によって構成される。参考人団を構成する評議員および教員団員は、学生懲戒委員会委員以外から総長が任命する。

3 参考人団を構成する評議員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。参考人団の団長は、評議員がつとめる。団長は、参考人団を統括する。

4 教員団員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。

5 学生団員は、各部局から選出された学生参考人で構成される学生参考人会の中から、互選により選出される。学生団員は、当該学生と所属部局が異なる者でなければならず、また当該学生と個人的に交際関係のある者であってはならない。学生参考人の選出その他必要な事項に関しては、別途定める。

(参考人団による評決)

第13条 参考人団は、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案が妥当であるか否かに関する評決を行う。

2 参考人団は、評決に先立って、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案の説明を受ける。参考人団は、必要があれば、当該学生および当該部局の意見を聴取することができる。当該学生からの事情聴取にあたっては、第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

3 評決にあたっては、団長および7名以上の団員（教員団員および学生団員をいう。以下同じ。）の出席を要する。評決は、出席した団員の多数決によって行われる。団長は、評決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には、団長の決定による。

4 団長は、評決結果を学生懲戒委員会に報告する。

(総長による処分または再審査の命令)

第14条 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当であると評決した場合には、それに基づいて懲戒処分案を確定し、総長に報告する。総長は、当該部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

2 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当でないと評決した場合には、その旨の理由を付して総長に報告する。総長は、学生懲戒委員会に対して、当該事案の再審査を命ずる。

(再審査)

第15条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに組織される担当班によって行われる。

2 学生懲戒委員会は、再審査に基づいて新たに作成した懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を総長に報告する。

3 総長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とすることを含む。）を決定し、部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

(学生による再審査請求)

第16条 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、総長に対して再審査を請求することができる。

2 前項の請求があったときには、総長は遅滞なく再審査の要否の審査を学生懲戒委員会に付議する。

(関係者の守秘義務)

第17条 学生懲戒委員会の委員ならびに参考人団の団長および団員（学生参考人を含む。以下この条において同じ。）は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員、団長または団員の地位を解かれた後も継続する。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[了解事項]

1. 本規程で定める学生懲戒処分制度は、東京大学が全学的な規模で整合的な制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいっても、教育と研究の具体的なあり方に部局による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

2. 講責、謹慎等の懲戒より軽い措置は、部局において部局長がこれを行う。
3. 東京大学は、学生処分の歴史的経過を踏まえ、懲戒処分を進めるに当たって当該学生からの事情聴取および当該学生の意思確認を重視している。ただし、逮捕・勾留された学生の身柄拘束が長期におよび大学による事情聴取と意思確認が行えなかつたため、処分相当と思われながら、処分が行えなかつた事例が過去に一再ならずあったことに鑑み、そうした場合においては部局長の申し出と学生懲戒委員会の発議に基づき、総長が認めることにより、本規程第6条に定める当該学生からの事情聴取および第8条に定める当該学生の意思確認を経ることなく、懲戒処分手続を進めることができるものとする。なお、この懲戒処分手續の例外措置が恣意的に運用されることのないよう、「逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針」において本了解に基づく手續を具体的に定めることとする。

(2) 学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ

(1) 規程と部局の裁量

学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）の定める学生懲戒処分制度は、全学的規模で整合的な学生懲戒処分制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

(2) 規程の定める処分と部局の採りうる措置

- ① 規程が定める処分は、学部通則第25条第4項（大学院にあっては大学院学則第42条の準用規定をいう。）に規定された退学と停学である。規程は停学を「有期の停学」としており、その期間は原則として、1年、6ヶ月、2ヶ月の3種類とする。これらの処分はすべて、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）の申し出により、規程第7条以下に定めた全学的な手続きを経て決定される。
- ② 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為が発生したとき、公正な調査の結果、その行為が規程の定める処分に相当しないと判断したなら、当該事案を総長の了解をもとめることなく、部局内で採りうる措置によって処理することができる。部局長が部局の裁量で採りうる措置とは、1) 講責、説諭等の懲戒処分より軽い措置、または2) 部局がそれぞれの教育目標に応じて主体的に行う学部通則第23条（大学院にあっては大学院学則第30条の準用規定をいう。以下同じ。）に定める「願出による退学」（いわゆる自主退学）の受理および単位の取消である。部局長は、こうした措置を部局内で採った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。
- ③ 上記②の部局の判断による部局内措置1）は、規程第3条に該当するが、違反の程度が軽微であり、情状酌量の余地があると判断された場合に限定される。ただし、当該行為が「軽微」か否かの判断が容易に下せない場合、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議するものとする。なお、軽微とはいえない事案であっても、当該学生の精神状態に問題があると考えられるときは、部局長は保健センターの精神科医または学生相談所の相談員の判断に基づき、当該事案を処分不相当とすることができる。この場合部局長は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。また部局内措置2）は規程による正規の懲戒処分より実質的に重くなることがありうるので、部局はそれらの措置を講じるとき、部局独自の教育目標の実現に欠かせない措置を探っていることに自覺的でなければならない。
- ④ 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為を起こした学生に登校を禁じることが必要と判断した場合、謹慎を命ずることができる。

(3) 「願出による退学」の受理を認めてはならない時期

規程第3条に掲げる行為を行った学生が、学部通則第23条に定める「願出による退学」を部局長に申し出た場合、次の時期には部局長はこれを受理してはならない。

- 1) 部局が当該行為に対する調査を開始しているが、懲戒処分の相当性に関する意見がまだ定まっていない時期

- 2) 部局が当該行為を処分相当と判断し、規程による懲戒処分手續が開始されてから、総長による最終決

定が下されるまでの時期

(4) 退学処分

- ① 規程による退学処分を受けた学生に十分な反省が見られる場合、学部通則第9条（大学院にあっては大学院学則第22条第1号をいう。）の規定にしたがい、部局長は部局教授会（大学院にあっては教育会議をいう。以下同じ。）の議を経て再入学を認めることができるが、最長の停学処分が1年間であることとの整合性を考慮し、退学処分になった者の再入学は、処分決定から1年以上経過しないと認めてはならない。
- ② 部局長は、部局教授会が退学処分者の再入学を決定した場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(5) 停学処分

- ① 停学期間は、学部通則第3条、大学院学則第27条並びに専門職学位課程規則第17条および第25条に定める在学年限に算入するが、学部通則第2条に定める修業年限、大学院学則第2条第5項、第6項および第7項に定める標準修業年限並びに専門職学位課程規則第4条および第20条に定める標準修業年限には算入しない。ただし2ヶ月の停学の場合に限り、この期間を修業年限・標準修業年限に算入するものとする。
- ② 停学期間中の学生は、授業に出席すること、単位を取得することができないが、授業料は学部通則第53条第2項（大学院にあっては大学院学則第39条第1項の準用規定をいう。）に従って納付しなければならない。
- ③ 部局長が、停学期間の半ばを過ぎた学生が十分な反省をしていると判断した場合は、学生懲戒委員会に停学期間の短縮を提案することができる。部局長からの提案があった場合、学生懲戒委員会はすみやかに結論を出すものとする。
- ④ 停学処分と進学・進級・卒業（修了）認定との関係に問題が生じた場合は、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議の上、適切と思われる措置を探ることができる。

(6) 研究生等の懲戒処分

- ① 学部長の権限で退学を命ずることのできる学部の研究生、聴講生および特別聴講学生（学部通則第28条～第42条、第42条の3）に対する懲戒処分は学部長が、研究科長（教育部の部長を含む。以下同じ。）の権限で退学を命ずることのできる特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生および大学院研究生（大学院学則第31条～第33条、大学院研究生規則、大学院外国人研究生に関する規程）に対する懲戒処分は研究科長が、研究所長の権限で退所または退学を命ずることのできる研究所研究生（各研究所研究生規則）に対する懲戒処分は研究所長が、それぞれ行う。その際、学部長・研究科長・研究所長は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払わなければならない。
- ② 学部長・研究科長・研究所長が、これら研究生等への懲戒処分を行った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(7) 2以上の部局に關わる事案の処理

- ① 規程では、懲戒処分の対象となりうる行為を行った学生の処分に関する意見を作成し、全学的手続きを求めるのは、当該学生が現在所属する部局と定めている。従ってある部局が、以前所属していた学生が懲戒処分の対象となりうる行為を行っていたことを知ったときは、その旨を遅滞なく学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。副学長は、その旨をすみやかに当該学生が現在所属している部局の長に伝達するものとする。
- ② 懲戒処分の対象となりうる行為が、もっぱら学生が過去に所属していた部局のみに關わる行為である場合には、当該学生が現在所属している部局の長は、当該事案の事実確認にあたり、学生懲戒委員会の委員長たる副学長を通じて、過去の所属部局の長の協力を要請するものとする。
- ③ 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為に自部局の学生だけでなく、他部局の学生も関与していたことを知った場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に伝える。副学長は、その旨を他の学生が所属している部局の長に伝達するものとする。

(3) 逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針

1. 学生が逮捕・勾留された場合、あるいは起訴された場合、当該学生を懲戒処分に処すべきか否かは、大学が独自に判断すべき事項である。大学は、①当該学生が犯した罪が軽微であって、大学として問題にする必要がないと判断した場合、②学問の自由や大学の自治という観点に照らして懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合、③当該学生が有罪判決によってすでに十分な公的制裁を受けていると判断される場合などには、当該学生に大学としての処分を行わないことがありうる。
2. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を認めている場合は、大学は学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）に基づく処分手続を開始する。このケースで、大学として当該学生への接見ができない場合、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。
3. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合は、大学は自らが主体的に行う事実認定に基づいて、懲戒処分が必要か否かを慎重に判断する。懲戒処分が必要と判断された場合は、当該学生が否認を続けていても、司法の判断を参考しつつ、大学として処分を行うことがありうる。部局長が処分相当と判断したにもかかわらず当該学生への接見ができない場合、部局長はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。
4. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合であっても、上記3とは逆に大学が冤罪の可能性があると判断し、かつ当該学生の身柄拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際には、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項（大学院にあっては大学院学則第29条第3項の準用規定をいう。以下同じ。）の規定によりこれを認めることができる。
5. 被疑内容が学問の自由や大学の自治という観点に照らして、懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合で、当該学生の拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際にも、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項の規定によりこれを認めることができる。
6. 学生が犯罪の嫌疑をかけられ逃走をはかり、大学としての事情聴取が行えない場合には、本指針の規定を援用することができるものとする。

(4) 学生参考人に関する細則

（平成16年10月26日東大規則第254号）
改正 平成22年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、東京大学学生懲戒処分規程（以下「規程」という。）第12条に規定する学生参考人会を構成する学生（以下「学生参考人」という。）および参考人団を構成する学生参考人（以下「学生団員」という。）についての細目を定めることを目的とする。

(学生参考人の選出)

- 第2条** 規程第12条第5項に規定する学生参考人の選出は、次項以下の手続による。
- 2 各部局から選出される学生参考人の数は、別表のとおりとする。
 - 3 部局長は、所属する学生（休学中の者を除く。）の中から抽選により学生参考人を選出する。部局長は、選出された学生参考人の名簿を総長に提出する。
 - 4 選出された学生参考人は、原則として辞退することができない。
 - 5 学生参考人の任期は、1年とする。
 - 6 学生参考人に欠員が生じたときは、当該部局はすみやかに欠員を補充しなければならない。補欠の学生参考人の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
 - 7 総長は、選出された学生参考人に対して、学生参考人である旨を記した文書を交付する。

(学生参考人会の組織及び庶務)

- 第3条** 学生参考人会には、代表1名及び副代表2名を置く。

- 2 代表及び副代表は、互選により選出される。
- 3 規程第12条第5項に規定する学生団員の選出が必要となった場合は、代表または副代表が学生参考人会を招集し、互選により選出する。
- 4 学生参考人会の庶務は、本部学生支援課において処理する。

(学生団員の待遇)

- 第4条** 規程第12条第5項に規定する学生団員に対しては、大学から謝金が支払われる。

(学生参考人の氏名及び学生団員の氏名の公開)

- 第5条** 学生参考人の氏名は、公開する。

- 2 学生団員の氏名は、公開しない。

(学生参考人による評決の傍聴)

- 第6条** 学生参考人は、自身が学生団員ではない参考人団による規程第13条に規定する説明および評決を傍聴することができる。ただし、懲戒処分の対象となる学生がこれを望まない場合には、傍聴することができない。

(この細則の改廃)

- 第7条** この細則の改廃は、学生委員会の審議を経て、総長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に選出される学生参考人の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

了解事項 学生団員は、学生参考人としての任期満了時点において評決が完了していない場合には、東京大学の学生である限り、本細則第2条第5項の規定にかかわらず、評決の時点まで学生参考人としての任期を延長し学生団員の任務にあたる。なおこのような場合にも、当該部局は、通常の任期満了時までに次期の学生参考人を定数どおり選出するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。別表（第2条第2項関係）

学部

部 局 名	参考人選出数
法学部	2
医学部	1
工学部	2
文学部	2
理学部	2
農学部	2
経済学部	2
教養学部（前期課程）	2
教養学部（後期課程）	1
教育学部	1
薬学部	1

大学院（研究科・教育部）

部 局 名	参考人選出数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	1
法学政治学研究科	2
経済学研究科	1
総合文化研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	1
数理科学研究科	1
新領域創成科学研究科	2
情報理工学系研究科	2
学際情報学府	1
公共政策学教育部	1

参 考

学生の在籍数が500名以上の部局は、それぞれ2名の学生を選出する。

学生の在籍数が500名未満の部局は、それぞれ1名の学生を選出する。

教養学部については、前期課程から2名の学生を後期課程から1名の学生を選出する。

在籍数は平成16年5月1日現在を基準としている。

顕著な変動がある場合は見直しをすることとする。

(5) セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項

〔平成14年4月16日
評議会了承〕

セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分については、現行懲戒処分制度についての昭和56年2月24日の評議会了承（以下「評議会了承」という。）にかかわらず、以下の手続きを適用するものとする。

1（懲戒処分事由としてのセクシュアル・ハラスメント）

評議会了承II 3. に定める懲戒処分事由（エ）セクシュアル・ハラスメントの意味については、「東京大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を踏まえて解釈するものとする。

2（調査委員会の設置）

東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学の学生が加害者となるセクシュアル・ハラスメントについて、被害者からの申立て又は本学の機関を含む第三者からの通知があったときは、担当班を設置して予備的な事実の確認を行い、加害者とされた学生の所属する部局の部局長との協議の上、必要と認めるときは、当該事件の事実関係を調査し、及び処分の必要性を検討するために調査委員会を設置することができる。

3（調査委員会の構成）

調査委員会は、本学の教授を含む3名の委員で構成する。

4（人権の尊重と二次被害の防止）

調査委員会の調査にあたっては、加害者とされた学生の人権を守り、十分な防御の機会が与えられるよう配慮するとともに、被害者への二次被害を防止するとともに、特に注意しなければならない。

5（被害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、被害者からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、被害者からの申出により、被害者を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

6（加害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、加害者とされた学生からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、当該学生からの申出により、当該学生を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

7（防止委員会への報告）

調査委員会は、調査の結果懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての意見を付して防止委員会に事実関係の報告を行う。

8（防止委員会から総長への申出等）

防止委員会は、当該事件の事実関係が十分明らかであり懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての防止委員会の意見を付して総長に申し出るものとし、加害者とされた学生の所属する部局の部局長にその申出について伝達する。

9（評議会への付議）

総長は、防止委員会からの申出に基づき、加害者とされた学生の所属する部局の部局長の意見を聴いた上で、当該事件を評議会に付議する。

10（評議会の手続きに関する読み替え）

評議会での手続きに関しては、評議会了承II 8. 以下を適用するものとし、以下のように運用する。

（1）評議会了承II 8. (ア) の「7. の申出」は、「学生の懲戒処分についての防止委員会からの申出に基づく総長の付議」と読み替える。

（2）評議会了承II 9. の「5. および6. の定め」は、「本了解事項4. から6.」と読み替える。

（3）評議会了承II 11. (ア) の「当該学部長」は当該学生の所属する部局の部局長」と、「公示し」は「本人に通知し、又は公示し」と、(イ) の「前項の公示」は「前項の通知又は公示」とそれぞれ読み替える。

◆ 掲示に関する規程

〔平成 17. 3. 9
制 定〕

(趣 旨)

第1条 東京大学における掲示の手続、掲示場及び立看板に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

2 掲示場は、次条以下に定める教育・学生支援部掲示場及び部局掲示場とし、所定の掲示場以外に掲示してはならない。

(教育・学生支援部掲示場)

第2条 教育・学生支援部掲示場は、本学共用の掲示場であつて、教育・学生支援部長が管理する。

2 教育・学生支援部掲示場は、大学掲示板と一般掲示板に区別する。

3 大学掲示板は大学の公示のために使用し、一般掲示板は本学学生の団体又は学会その他の学内団体（以下「学内団体」という。）の掲示のために使用する。

4 教育・学生支援部掲示場は、次のとおりとする。

正門、法文1・2号館アーケード、第1食堂前、安田講堂横、学バス停留所前、弥生門、第2食堂階段、赤門、農学部正門、社会科学研究所角

(部局掲示場)

第3条 部局掲示場は、部局内一般を対象とする掲示に使用し、当該部局長が管理する。

(掲示場の使用)

第4条 掲示場を使用する場合は、掲示物の写を添えて、当該掲示場を管理する教育・学生支援部長又は部局長（以下「部局長」という。）に届出、その定めるところに従わなければならない。

(掲示物の大きさ)

第5条 掲示物の大きさは、日本標準規格B2判以内とする。ただし、当該掲示場を管理する部局長が特に必要と認めるものに限り日本標準規格B0判以内とすることができる。

(掲示の認印)

第6条 掲示物にはすべて、学内団体名を記載し、第4条に従って届出、当該掲示場を管理する部局長の認印を受け、掲示場所と掲示期間の指定を受けた後、掲示しなければならない。

(立看板)

第7条 第1条第2項に定める掲示場への掲示のほかに、学内における講演会等の集会及び受付場所の案内のために、立看板による掲示をすることができる。

2 立看板による掲示をする場合は、当該建物・区域を所管する部局長に届出るものとする。ただし、本郷地区キャンパス内の各門周辺及び部局の所管に属さない共通区域は教育・学生支援部長に届出るものとする。

3 立看板の記載事項は、集会の名称、日時、場所及び主催学内団体名等とする。

(届出に関する注意)

第8条 この規程の定めによらない掲示の届出は、受理しない。

2 掲示は、虚偽の記述又は名誉の毀損にわたってはならない。

3 この規程にしばしば違反する学内団体については、以後その掲示を認めないことがある。

(協同組合等の業務掲示)

第9条 東京大学消費生活協同組合等の業務上の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(五月祭の掲示)

第10条 五月祭の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(学外者の掲示)

第11条 学外者の掲示については、当該掲示場を管理する部局長の許可を得ることを要する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。